

老人保健施設老健あかね 通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション)  
運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 倉敷医療生活協同組合 老人保健施設老健あかね通所リハビリテーション(以下「当事業所」という)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の運営理念と基本方針

＜運営理念＞

私たちは人が人を見る仕事に価値を生む技術集団です。  
その技術は多様な役割を統合して効果を最大化する仕組みです。  
その仕組みを発展させる研究開発を仕事と同じく重視します。  
なによりも人が孤立せず健やかに暮らす社会に貢献するためです。

＜基本方針＞

急性期医療と在宅ケアとの架け橋になる。  
リハビリテーションと慢性期疾病管理を基幹技術とする。  
人が人を見る仕組みを「水島モデル」として体系化する。

- 1 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健事業所が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、利用者の立場に立ち懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 当事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 老人保健施設 老健あかね通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 1995年1月17日
- (3) 所在地 岡山県倉敷市水島東千鳥町1番60号
- (4) 電話番号 086-446-6541 FAX番号 086-445-0302
- (5) 管理者名 服部 俊夫
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3350280073号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 管理者               | 1人     |
| (2) 医師                | 1人以上   |
| (3) 看護職員              | 1人以上   |
| (4) 介護職員              | 5人以上   |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 3人以上   |
| (6) 管理栄養士             | 1.6人以上 |

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保険事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間等は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 8時30分～17時
- (3) サービス提供時間 9時～16時
- (4) 延長サービス提供時間 16時～18時30分

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、64人とする。

2 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、10人とする。

ただし通所リハビリテーション利用定員に含まれるものとする。

（事業の内容）

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、栄養マネジメントを実施する。

6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

（1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（2） 食費、日用生活品費、基本時間外事業所利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

倉敷市（島嶼部は除く）

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

（1） 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととします。

（2） 送迎時間は天候や交通事情により前後することがあります

（3） 休む場合は、必ず連絡いただくこととします。

（4） 食べ物・飲料等の差し入れは原則禁止とします。

（5） 利用者同志の金銭や物の授受は禁止とします。

（6） 金銭・貴重品の管理は利用者の責任において管理していただきます。

（7） 持ち物は記名いただき、紛失について当事業所では責任を負えませんのでご了承ください。

（8） 37.5℃以上の発熱、著しい風邪症状がある場合は利用を差し控えていただきます。

（9） 風水害が予測される場合は営業時間を短縮する場合があります。

（10） 利用者に病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合は、担当職員が速やかに 主治医に連絡をとります。その指示に従ってください。

（11） 以下の行為は禁止とします。

飲酒・喫煙、ペットの持ち込み、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気の取扱い、物を壊す、他利用者への迷惑行為など

（身体拘束等）

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行

うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第15条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第17条 当事業所は介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、以下の事項を実施する。

2 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に行う。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

- ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

(ハラスメント)

第21条 当事業所は、職場においておこなわれる性的な言動(入所者やその家族等から受けるものも含む)又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の従業規則が害されることを防止するために以下の点を定める。

2 ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・徹底する。

3 相談・苦情に応じる相談窓口を定め、従業員に周知する。

4 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために必要な他対策を講じる。

(サービスの質の確保)

第22条 サービスの質を、職員自らが確認するためのチェックシート等を作成し、評価に用い、結果を研修等に活用する。また、第三者による評価を受け、サービスの質の向上に役立てる。

(職員の服務規律)

第23条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第24条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第25条 職員の就業に関する事項は、別に定める倉敷医療生活協同組合の就業規則による。

(職員の健康管理)

第26条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第27条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、倉敷医療生活協同組合就業規則に基づき処分を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、倉敷医療生活協同組合「コープリハビリテーション病院・老健あかね」の合同管理会議において定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2010年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2010年10月18日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2012年6月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2014年3月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2014年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2015年3月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2015年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2015年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2017年2月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2017年12月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2018年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2018年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2019年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2019年10月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2020年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2021年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2021年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2022年10月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2023年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2023年7月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2024年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2024年6月1日より施行する。